

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク1

諏訪市沖田町13-6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)OPA

東京都台東区柳橋2-20-11

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

	氏名又は名称	代表者氏名	住所
1	株式会社ライトオン	藤原政博	茨城県つくば市東新井37-1
2	株式会社モンベル	辰野勇	大阪府大阪市西区新井1-33-20
3	株式会社セキド	関戸正美	東京都八王子市旭町11-8
4	株式会社チヨダ	舟橋政男	東京都杉並区成田町東4-39-8
5	有限会社稲垣	稲垣博司	伊那市伊那5237-1
6	株式会社アルファー	立花敏久	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-10
7	有限会社サンヌーベル	北雄律子	諏訪市渋崎1792-413
8	中村漆器産業株式会社	中村正樹	木曾郡榑川村平沢1819
9	アイ.ティール.テレコム株式会社	美濃口涉	東京都文京区音羽2-10-2
10	株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
11	株式会社文教堂	嶋崎欽也	神奈川県川崎市高津区久本3-3-17

(変更後)

	氏名又は名称	代表者氏名	住所
1	株式会社ライトオン	藤原政博	茨城県つくば市東新井37-1
2	株式会社モンベル	辰野勇	大阪府大阪市西区新井1-33-20
3	株式会社エイデン	岡嶋昇一	愛知県名古屋市中村区名駅4-22-21
4	株式会社チヨダ	舟橋政男	東京都杉並区成田東4-39-8
5	有限会社稲垣	稲垣博司	伊那市伊那5237-1
6	株式会社アルファー	立花敏久	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-10
7	有限会社サンヌーベル	北雄律子	諏訪市渋崎1792-413
8	(空き店舗)		
9	グンゼ株式会社	木村義久	大阪府吹田市江坂町1-13-33
10	株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
11	株式会社文教堂	嶋崎欽也	神奈川県川崎市高津区久本3-3-17

4 変更した年月日

平成18年4月12日

5 届出年月日

平成18年4月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年4月27日から平成18年8月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

平成18年度職業訓練指導員試験を次のとおり行います。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

1 試験を実施する免許職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種

時計科

(2) 学科試験のみを実施する免許職種

(実技試験の全部が免除される者に限る。)

機械科 電子科 光学ガラス科 光学機器科

- (3) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種
(実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年厚生労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11に掲げる免許職種のうち(1)及び(2)に掲げる免許職種を除くもの

2 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

- ア 期日 平成18年8月5日(土)
- イ 場所 松本市寿北7-16-1 長野県松本技術専門学校

(2) 実技試験

- ア 期日 平成18年8月9日(水)
- イ 場所 松本市寿北7-16-1 長野県松本技術専門学校

3 受験資格

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第3項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書、履歴書及び写真(申請前6か月以内に撮影した正面脱帽の上半身像で、縦4cm横3cmのもの)
- イ 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けようとする者にあつては、省令第47条に規定する書面

(2) 申請書類の提出期間

平成18年6月5日(月)から6月16日(金)まで(郵送による場合は、平成18年6月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(3) 申請書類の提出先

長野県商工部 雇用・人財育成チーム
産業人財育成ユニット
長野市南長野幅下692-2(郵便番号 380-8570)
(郵送による場合は、書留とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書」と朱書すること。)

(4) 受験手数料

受験手数料(実技試験 15,800円、学科試験 3,100円)は、長野県収入証紙により(受験申請書にはって、消印しないこと)納付すること。

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

5 合格発表

平成18年9月1日(金)に長野県庁及び技術専門校の掲示板に掲示するほか、合格者には直接通知し、長野県ホームページでも掲載する。

6 その他

- (1) 受験申請書用紙及び受験案内は、長野県商工部雇用・人財育成チーム産業人財育成ユニット及び技術専門校で交付する(郵送により交付を請求する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書用紙(受験案内)請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封すること。)
- (2) この試験についての問い合わせは、長野県商工部雇用・人

財育成チーム産業人財育成ユニットに行うこと。

雇用・人財育成チーム

公告

松本市神林土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年4月27日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

理事

新任

氏名	住所
浅田 晃 二	松本市大字神林2411番地
小林 正 二	松本市大字神林2342番地
佐々木 勝利	松本市大字神林2021番地
小松 紘 仁	松本市大字神林4091番地 3
小松 輝 雄	松本市大字今井6684番地

重任

氏名	住所
筒井 湧 三	松本市大字神林696番地 2
上條 安 森	松本市大字神林251番地 1
堀内 秀 泰	松本市大字神林675番地 1
清水 寛 一	松本市大字神林239番地
田中 勉	松本市大字和田3717番地

退任

氏名	住所
上條 邦 寿	松本市大字神林1529番地 1
藤 牧 邦 彦	松本市大字神林215番地
上原 賢 次	松本市大字神林2431番地
藤 牧 安	松本市大字神林1866番地
石川 勝 昭	松本市大字神林2177番地
村上 亘 由	松本市大字今井3557番地

監事

新任

氏名	住所
小澤 正 廣	松本市大字今井1928番地 1
原 光 義	松本市大字今井718番地 2
上條 厚 生	松本市大字今井1541番地

退任

氏名	住所
倉科 利 忠	松本市大字今井3550番地
三村 靖	松本市大字今井2322番地

水と土・郷づくりチーム

公告

安曇野市第二拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年 4月27日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

監事

新任

氏名 住所

倉田 桂吉 安曇野市堀金烏川5126番地 5

重任

氏名 住所

山口 左馬雄 安曇野市堀金烏川2043番地 3

塚田 宗寿 安曇野市堀金烏川4801番地

退任

氏名 住所

斎藤 邦彦 安曇野市堀金烏川5203番地 2

水と土・郷づくりチーム

公告

南安曇郡穂高町穂高土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年 4月27日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

理事

新任

氏名 住所

浅野 一二三 安曇野市穂高有明10434番地 1

柴田 公利 安曇野市穂高5655番地 2

重任

氏名 住所

胡桃 隆雄 安曇野市穂高有明4840番地 1

石川 鎮生 安曇野市穂高有明499番地 4

小林 司 安曇野市穂高有明6753番地

胡桃 元三 安曇野市穂高有明5087番地 3

退任

氏名 住所

小林 昭重 安曇野市穂高有明9859番地

小川 千秋 安曇野市穂高6008番地 1

監事

新任

氏名 住所

松島 雅人 安曇野市穂高有明10034番地 2

巾嶋 時弘 安曇野市穂高有明2934番地 1

重任

氏名 住所

三澤 正和 安曇野市穂高有明903番地

退任

氏名 住所

澤渡 刃 安曇野市穂高有明2599番地 2

会田 義彦 安曇野市穂高有明10454番地 2

水と土・郷づくりチーム

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平18年 4月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月21日(水)	午前10時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640 上田創造館	50名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、 正誤式による考 査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年4月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

生活安全企画課

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月7日(水)	午後1時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市小伝馬町1-3541-2 飯田警察署	90名
6月11日(日)	午前9時から 午後0時まで	東北信会場(午前)	長野市川中島町原704-2 東北信運転免許センター	100名
	午後1時から 午後4時まで	東北信会場(午後)	長野市川中島町原704-2 東北信運転免許センター	100名
6月14日(水)	午後1時から 午後4時まで	大町会場	大町市大町2895 大町警察署	50名
6月28日(水)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640 上田創造館	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。